

軽自動車税の税率改正について

平成29年度税制改正により、平成30年度の軽自動車の税率は下記のとおりです。

●原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等（税率(税額)は前年度と同じです）

車 種		標準税率	車 種		標準税率
原動機付自転車	50cc以下	2,000 円	軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600 円
	50cc超90cc以下	2,000 円	二輪の小型車	250cc超	6,000 円
	90cc超125cc以下	2,400 円	小型特殊自動車	農耕用(トラクター等)	2,400 円
	ミニカー	3,700 円		その他(フォークリフト等)	5,900 円
雪 上 車	スノーモービル等	3,600 円			

●三輪および四輪以上の軽自動車（車両の初度検査年月や環境性能により税率が異なります）

1.車検証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の車両

- ㊦. 平成27年3月までに新車登録した車両は、旧標準税率が適用されます。
- ㊧. 新車登録から13年を経過した車両(電気自動車等を除く)は、グリーン化推進により重課税率が適用されます。平成30年度の重課対象は、平成17年3月以前に新車登録した車両です。

2.車検証の「初度検査年月」が平成27年4月以降の車両（グリーン化特例に該当しない車両）

- ㊨. 標準税率が適用されます。

3.車検証の「初度検査年月」が平成29年4月～平成31年3月の環境性能が優れた車両

- グリーン化特例(軽課)が2年延長され、平成30・31年度の税金が軽減されます。
- 軽減は、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。
- ㊩. 電気・天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合車) → 約75%軽減
- ㊪. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準+30%達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 } → 約50%軽減
- ㊫. 乗用：★★★★かつ平成32年度燃費基準+10%達成車
貨物：★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 } → 約25%軽減
- ※㊩のNOxとは、窒素酸化物のこと。
- ※「★★★★」は、平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減車のこと。

車 種		旧標準税率 (~H27年3月)	重課税率 (13年経過車)	標準税率 (H27年4月~)	グリーン化特例(軽課)(H29年4月~H31年3月)			
					㊩ 約75%軽減	㊪ 約50%軽減	㊫ 約25%軽減	
軽三輪		3,100 円	4,600 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
軽四輪	乗用	自家用	7,200 円	12,900 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	5,500 円	8,200 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	6,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	3,000 円	4,500 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

※最初(新車)の登録年月及び燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」及び「備考」欄で確認することができます。

